

裁決書

審査請求人 ○ ○ ○ ○
処 分 庁 熊 取 町 長

上記審査請求人が令和5年4月12日付けで提起した、情報公開条例第11条第1項の規定により令和4年12月28日付けで熊取町長が通知した情報公開決定通知書(4熊総第3476号)に対する審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、次のとおり裁決する。

主文

本件審査請求を却下する。

第1 事案の概要

1 審査請求人は、情報公開条例(平成10年条例第28号)第10条第1項の規定により、令和4年12月15日に、処分庁に対し、次の本件対象文書の公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

・告示をする旨の規定がある熊取町条例や規則のうち、その規定に基づく告示の事由が発生したにもかかわらず、告示を行っていないものがあるもの。

2 処分庁は、本件公開請求に対し、情報公開条例第11条の規定により本件処分を行い、令和4年12月28日付4熊総第3476号で審査請求人に通知した。

3 審査請求人は、令和5年4月12日に本件処分を不服として、処分庁に対して、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の規定に基づき、審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第2 審査関係人の主張の要旨

審査請求人は、次の理由から本件処分を取り消す及び情報公開条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求めている。

・本件公開請求に対し、処分庁は「個人情報保護規則」を対象の情報として公開したが、令

和4年2月15日付け3熊保育第2759号における「個人情報保護規則第5条の規定による告示については、条例制定当時に行っているが、その後都度の告示を行っていない。当初の告示を持って足りるため、変更の告示は不要と考えている」との町の主張から、条例制定当時に行った告示以降、新たに個人情報取扱登録簿を作成し、又は変更した際においても個人情報保護規則第5条の規定による告示については、その告示の事由が発生していないと考えられることから、本件請求に係る情報の内容に該当する情報は存在しないと考えているものである。

第3 理由

審査庁は、提出された審査請求の適法性について審査した結果、審査請求人は、自ら行った情報公開請求について不存在の決定を求めているところではあるが、情報公開条例は同条例第1条の規定にあるとおり、町の保有する情報を公開することを目的としているものである。

審査請求人が主張する不存在である決定を求める情報公開請求自体が不適法なものであること、当然のことながら、審査請求の利益がないものであることから、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により主文のとおり審理手続を経ず裁決する。

令和5年6月30日

熊取町長 藤原 敏司

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることができません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、熊取町を被告として（訴訟において熊取町を代表する者は熊取町長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間がこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。